

特定非営利活動法人道志村移動サービス

設立総会議事録

1. 日時

令和8年5月25日（月） 18時00分～18時45分

2. 場所

やまゆり

3. 出席者数

- 正会員総数：31名
- 出席者数：29名（うち本人出席19名、委任状提出者10名）
（※開会時は本人出席17名、委任状提出者9名で定足数を満たして開会した。その後、正会員2名が途中出席し、あわせて欠席会員1名分の委任状が提出されたため、最終的な出席者数は29名（本人出席19名、委任状提出者10名）となった。）

4. 審議事項（議案）

- 第1号議案：設立趣旨説明および承認の件
- 第2号議案：定款（案）承認の件
- 第3号議案：役員選任の件（理事・監事の選任および理事長の選定）
- 第4号議案：事業計画書（設立当初）承認の件
- 第5号議案：事業計画書（翌事業年度）承認の件
- 第6号議案：活動予算書（設立当初）承認の件
- 第7号議案：活動予算書（翌事業年度）承認の件
- 第8号議案：役員の報酬等に関する規程（案）承認の件
- 第9号議案：法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することの確認の件（確認書）
- 第10号議案：設立認証申請等の手続委任の件（理事長に一任）

5. 議事の経過の概要及び結果

開会時刻に至り、進行役（村井隆嗣氏）より、正会員総数31名に対し、本日出席者17名、委任状提出者9名であり、定款に定める定足数を満たしているため本総会は有効に成立する旨が報告され、開会した。

続いて議長の選任に入り、出席会員一同に諮ったところ、満場一致をもって発起人代表の**荒木 茂氏**が議長に選任され、同氏が議長として議事進行を開始した。

議長は、本総会の議事録署名人として、**池谷 幸昌氏**および**杉山 和雄氏**の2名を選任したい旨の提案をし、出席会員全員の拍手をもってこれを承認した。その後、議長は順次議案の審議に入った。

第1号議案：設立趣旨説明および承認の件

議長より、設立趣旨書について説明がなされた。道志村の移動に関する現状の課題を解決するため、単なる仲間内の助け合いにとどまらず、不特定多数の住民に提供する「公益的かつ持続可能なサービス」として運営していく必要性から、透明性と社会的信用、組織体制を確保できる NPO 法人の設立に至った経緯が述べられた。

議長がこれについて出席会員に諮ったところ、反対の意思表示はなく、賛成多数により、原案通り承認可決された。

第2号議案：定款（案）承認の件

議長より、事前に山梨県の NPO 担当課と相談・確認を行い、指摘事項を修正反映した定款（案）の主要点について説明がなされた。

- 本定款は非常に重要なものであり変更する場合は総会の決議及び山梨県への届出が必要であること。
- 第5条（事業）：将来の活動拡大を見据え、現在実施予定のない事業も含めて幅広く記載
- 運営体制：立ち上げ時は理事3名、監事1名の最小構成でスタート。送迎ドライバーは職員と位置付ける予定である。
- 透明性：活動報告や会計資料等をホームページで公開。特定の宗教や政治的思想に偏らない旨を明記。

議長がこれについて出席会員に諮ったところ、反対の意思表示はなく、賛成多数により、原案通り承認可決された。

第3号議案：役員選任の件

議長より、立ち上げ時は機動力のある体制とするため、以下の通り理事3名、監事1名の選任および理事長選定について提案がなされた。

- 理事候補者： 荒木 茂、村井 隆嗣、山口 智勝
- 監事候補者： 半田 博敏（本日欠席、事前承諾済み）
- 理事長： 荒木 茂（副理事長は当面置かない）

将来的には特定の個人に依存しない組織に育てる方針が示された。

議長がこれについて意見を求めたところ、特段の異議はなく、採決の結果、出席者全員の挙手により候補者全員が役員として承認可決された。

第4号議案及び第5号議案：事業計画書（設立当初及び翌事業年度）承認の件

議長より、関連性があるため第4号議案（設立当初・令和8年10月想定～令和9年3月31日）と第5号議案（翌事業年度・令和9年4月1日～令和10年3月31日）を合わせて説明した。

- 今年度（設立当初）は「準備・訓練の年」とし、送迎サービス自体は行わない。ドライバー募集・登録、配車システムの改善、操作説明書やマニュアル整備、クラウドファンディングによる備品（アルコールチェッカーや無償運送用ステッカー等）の購入、および10月～翌2月にかけてシステム上の「仮想運用（マッチング検証）」を実施し、行政（ふるさと振興課）へのレポート作成を行う。

- 翌事業年度（令和9年4月1日～）より、1年間の「実証実験（実証運用）」として送迎サービスを開始する。無償運送における費用持続性やドライバー手当（想定2,000円）の適切性を検証する。

これに対し、会員より「実証実験での利用者はどのように集めるのか」との質問があり、議長は「現在アンケート等を通じて数名の確実な利用希望者を把握しており、まずは小さく始め、広報等でも周知を行う」と回答。また「配車システムが使えない人の予約方法」について質問があり、「NPO専用の留守番機能付き携帯電話を荒木氏が持っており、代理入力機能を用いて荒木氏が配車システムに登録し、配車が決まったらその旨を利用者に伝える」旨の回答をした。また、利用申請は2日前までの予約を推奨する旨を回答した。さらに、無線配車方式との違いについて質問があり、議長は、配車システムが自動的にドライバーとのマッチングを行うため、無線配車のような調整業務が不要となり、調整に要する人件費や工数を削減できる旨を説明した。

議長がこれについて出席会員に諮ったところ、反対の意思表示はなく、賛成多数により、第4号議案及び第5号議案ともに原案のとおり承認可決された。

第6号議案及び第7号議案：活動予算書（設立当初及び翌事業年度）承認の件

議長より、設立当初および翌事業年度の活動予算書についてまとめて説明がなされた。

- 主な収入は会費およびクラウドファンディング（500万円の集金前提）。翌年度は、送迎時の実費相当額に係る利用者負担金収入を一部計上。支出は備品費、保険料、通信費、ドライバー手当等。

- 役員報酬および事務局費用は当面无報酬。会計ソフトや法人印鑑代は一時的に荒木氏が立て替え、設立後に精算。それ以外の設立までに発生する諸費用（広報広告費、サーバー代、チラシ印刷、郵送等）は荒木氏からの寄付とする。

- **予算書の修正案：** 損害保険（損保ジャパンの地域の移動を支える保険）に加え、社会福祉協議会の「ボランティア保険」への加入費用（1人350円×30人分=10,500円）を計上し忘れていたため、申請時に予算書を修正して追加計上する旨を説明。

議長がこれについて出席会員に諮ったところ、反対の意思表示はなく、賛成多数により、第6号議案及び第7号議案ともに修正案のとおり承認可決された。

第8号議案：役員報酬等に関する規程（案）承認の件

議長より、定款の定めに基づき役員報酬等に関する規程（案）について説明された。法律上、報酬を得られる役員は総数の3分の1以下（4名体制のため1名まで）となる点、および「役員としての報酬」と「実際の運営・労働に対する対価（職員給与等）」は別扱い（山梨県確認済み）である点を説明。

当面（今年度・来年度）は事業の継続性や適切な水準を見極めるため、役員報酬・労働対価ともに「無報酬」でスタートし、将来的に安定した段階で改めて審議する方針が示された。

議長がこれについて出席会員に諮ったところ、特段の異議はなく、採決の結果、出席者全員の賛成により原案通り承認可決された。

第9号議案：法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

議長より、NPO法人の設立に必要な法的書類として、特定の営利を目的としないこと、暴力団等との関係がないこと、適正な運営を行うこと等の法律で定められた要件を満たしているか確認する書面について説明がなされた。

議長がこれについて意見を求めたところ、特段の異議はなく、採決の結果、出席者全員の賛成により承認可決された。

第10号議案：設立認証申請等の手続委任の件

議長より、本日承認された書類を山梨県へ提出するにあたり、軽微な修正の反映や追加資料の提出などの申請手続きの一切を、再度総会を開くことなく迅速に行うため、理事長（荒木 茂）に一任いただきたい旨が提案された。

議長がこれについて意見を求めたところ、特段の異議はなく、採決の結果、出席者全員の挙手により原案通り承認可決された。

議長は、以上をもって本日予定していた全議案の審議を終了した旨を告げた。
その後、進行役より閉会が宣言され、本総会は無事閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和8年5月27日

特定非営利活動法人道志村移動サービス 設立総会

議長（理事長）： 荒木 茂（印）

議事録署名人（正会員）： 池谷 幸昌（印）

議事録署名人（正会員）： 杉山 和雄（印）